

○財務省告示第百二十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十一年三月十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年四月六日

財務大臣 与謝野 馨

一	名称及び記号
二	発行の根拠 法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等
三	発行方法
四	募入決定の 方法
五	発行額
六	払込金額

利付国庫債券（二十年）（第六十
五回、第六十七回、第六十九回、
第七十四回、第八十三回及び第九
十一回）
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回り格差（第十七号に規定す
る利回りに応募した者が加算す
る数値をいう。次号において同
じ。）を競争に付して行われる入
札による発行
各申込みのうち利回り格差の小
さいものからその応募額を順次
割り当てる。
額面金額で千四百九十四億円
内訳（別表のとおり）
千五百二十九億五千九百八十五
万六千円

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十一年三月十三日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額)
利付国庫債券(第二十六回)	一・九%	平成二十一年三月二十五日	二十五億円
利付国庫債券(第二十七回)	一・九%	平成二十一年三月二十六日	二百十五億円
利付国庫債券(第二十九回)	二・一%	平成二十一年三月二十六日	三十九億円
利付国庫債券(第三十回)	二・一%	平成二十一年三月二十六日	百九十九億円
利付国庫債券(第三十一回)	一・九%	平成二十一年三月二十七日	百四十九億円
利付国庫債券(第三十二回)	二・〇%	平成二十一年三月二十七日	十六億円
利付国庫債券(第三十三回)	二・一%	平成二十一年三月二十七日	百九十九億円
利付国庫債券(第三十四回)	二・〇%	平成二十一年三月二十九日	六百五十二億円